

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 二
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった件 三
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 三
 - 道路の区域を変更する件三件 四
 - 水防警報を発する河川を指定した件 四
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五
 - 都市計画事業の認可の告示があった件 五
- 雑 報**
- 有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の変更を公告する件 五

告 示

福島県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
デンティストワタナベ	二本松市若宮二丁目一六四番地三	令和五年九月一日
遠藤内科医院	伊達郡桑折町字陣屋一番地六	同年一月一日
株式会社クスリのアオキ白 河西郷薬局	西白河郡西郷村大字米字西原一四番地一	同年二月一日

（社会福祉課）

福島県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
福島県厚生農業協同組合連 合会双葉厚生病院	双葉郡双葉町大字新山字久保前一〇	平成二十三年三月一三日
医療法人而成会松本歯科医 院	双葉郡双葉町大字前田字桜町三一	同月一日

（社会福祉課）

福島県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
高倉 貴浩	須賀川市桜岡六五二一〇	須賀川市大町四五〇一

（社会福祉課）

福島県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	名 称		所 在 地
		変 更 前	変 更 後	
高倉 貴浩	須賀川市大町四五〇一	つかだ整骨院	いっば接骨院	白河市旭町一丁目二四四一

（社会福祉課）

福島県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年一月十二日から同年五月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室

に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 大南 淳二

（変更後） マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 打海 直也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 大南 淳二

（変更後） マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 打海 直也

三 変更した年月日

令和三年三月一日

四 届出年月日

令和五年十二月十八日

五 届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年一月十二日から令和六年五月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 変更しようとする事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) (一)位置 別紙図面のとおりに
 (二)収容台数 八百九十九台
 (変更後) (一)位置 別紙図面のとおりに
 (二)収容台数 七百四十六台

2 荷さばき施設的位置及び面積

(変更前) (一)位置 別紙図面のとおりに
 (二)面積 四百三十八平方メートル

(変更後) (一)位置 別紙図面のとおりに
 (二)面積 六百十・五平方メートル

3 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(変更前) (一)位置 別紙図面のとおりに
 (二)容量 百立方メートル

(変更後) (一)位置 別紙図面のとおりに
 (二)容量 百二十四・七立方メートル

4 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (一)数 五箇所
 (二)位置 別紙図面のとおりに

(変更後) (一)数 四箇所
 (二)位置 別紙図面のとおりに

三 変更しようとする年月日

令和六年八月二十三日

四 届出年月日

令和五年十二月二十二日

五 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

福島県告示第二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月十二日から同年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスコキクチ北町店 福島県南相馬市原町区北町五百二十六―一 ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
 意見なし。
 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月十二日から同年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスコキクチ北町店 福島県南相馬市原町区北町五百二十六―一 ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
 工事にあたっては、各種規制基準を遵守するとともに、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、粉じんなどにより周辺環境に影響を及ぼさないよう、「南相馬市環境基本条例」に基づき公害の防止と自然環境の適正な保全に努めてください。

「騒音規制法」「振動規制法」に定める特定建設作業を実施する場合は届出が必要となります。

また、「三 騒音予測結果・影響評価」において、一部の地点で規制基準を超過する結果となっていますが、「福島県生活環境の保全等に関する条例」（又は「騒音規制法」）の規定に基づく騒音指定（特定）施設を設置している場合は、市環境政策課へ施設の設置について届け出るとともに、敷地の境界線における騒音が規制基準に適合するよう、適切に騒音対策を図ってください。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項の変更の届出に係り法第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月十二日から同年二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町政策推進課に備え置

いて縦覧に供する。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズFC川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字学校前十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和六年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道母畑 須賀川線	須賀川市小作田字梨子 木内二六番二地先から 同 市小作田字川原 三三三番地先まで	変更前 変更後	九・〇〇 二四・〇〇	五〇〇・〇〇 五〇〇・〇〇
		変更後	九・〇〇 一九五・〇〇	五〇〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和六年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 変更後	敷地の幅員	延長
-----	----	------------	-------	----

の別	(メートル)	(メートル)	
一般国道 三九九号	伊達市北後二一番一〇 地先から 同 市杏形三二番六地 先まで	九・七〇 二七・七〇	一四三・〇〇
変更後	九・七〇 三一・二二	一四三・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和六年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道大橋 五百川停 車場線	安達郡大玉村大字玉井 字西庵二四五番一地从 先まで	変更前 変更後	七・〇〇 一五・六〇	七〇〇・〇〇
	同 郡同 村大字玉井 字薄黒内一六一番六地 先まで	変更後	九・五〇 二〇・四〇	七〇〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。
令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区	域
桜川	左岸 田村郡三春町大字芹ヶ沢字長作から八島川合流点まで	

右岸 田村郡三春町大字芹ヶ沢字五斗時から八島川合流点まで

(河川整備課)

福島県告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

県中都市計画道路事業 三・三・百六十三号 笹川大善寺線

三・四・百一十一号 東部幹線

三 事業認可の年月日 平成八年三月五日

四 事業施行期間

(変更前) 平成八年三月五日から平成三十六年三月三十一日まで

(変更後) 平成八年三月五日から令和十一年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	実施者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県北都市計画道路事業二・四・一九号栄町大笹生線	福島県	福島市杉妻町二番一六号 福島県東北建設事務所	収用の部分 福島県福島市南沢又字下番匠田、字上並松地内 使用の部分 なし

雑 報

(まちづくり推進課)

福島県道路公社理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

令和六年一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県道路公社公告第四号

福島県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法(平成十九年福島県道路公社公告第一号)の一部を次のとおり変更することについて、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十四条第三項の規定により、令和五年九月二十六日付けで国土交通大臣の認可を受けたので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和六年一月十二日

福島県道路公社

理事長 鈴木良治

第一条中「公社が」を削り、「に基づき料金を徴収する」を「における運転者が通行させる」に改める。